



## 令和6年度 船橋市立高郷小学校課外クラブ活動方針

令和6年4月

### 1 学校教育目標

「社会の変化に対応し、心豊かにたくましく生きる児童の育成」

### 2 基本方針

児童の生きる力を育成し、豊かな学校生活を実現させる教育活動の一環として課外クラブ活動を位置付け、スポーツや音楽に自主的・自発的に親しむ活動をとおして、児童の個性や能力の伸長を図る。

### 3 課外クラブ活動の意義

課外クラブ活動は、児童がスポーツや音楽に親しみ自らの個性や能力の伸長を図るとともに、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に役立つ。

- (1) 音楽やスポーツの楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって文化的・健康的な生活を送る資質や能力を育てる。
- (2) 自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
- (3) 努力による達成感や充実感を味わわせることで意欲や自己肯定感を高める。
- (4) 互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接にふれ合うことにより学級内とは異なる人間関係を形成する。

### 4 今年度の設置クラブと指導者

	指 導 者	
合 唱 (男女)	*	*引率協力者
陸上 ※季節クラブ(男女)	教職員有志	
駅伝 ※季節クラブ(男女)		

※令和6年度から、サッカー、ミニバスケットボール（男・女）は社会体育として活動することになりました。

※参加希望児童の減少により活動ができないクラブは休部することがあります。

※指導者は年度ごとに決めます。教員の人事異動等により活動を休止することがあります。

## 5 参加対象児童

- 3～6年の希望する児童で保護者の承諾を得たもの

## 6 活動計画の作成

- 課外クラブ指導者は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会・コンクール参加日等）を作成し、校長の決裁を受ける。決裁後、所属児童を通じて保護者に配付する。
- 大会・コンクール等で活動計画が下記の活動時間及び休養日の基準に合わない場合、課外クラブの指導者は事前に校長の許可を得て、代替の休養日を設ける。
- 市外のコンクール等に参加する場合、課外クラブの指導者は事前に校長の許可を得る。

## 7 適切な指導の実施

### (1) 安全・安心な活動

- 校長及び課外クラブ指導者は、児童の心身の健康管理(熱中症やスポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- 大会やコンクール等での成績のみを重視して過重な練習を強いることなどがないようにし、児童の健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むためのバランスのとれた活動にする。
- 大会や練習試合等の引率には、公共の交通機関を利用する。

### (2) 効果的な指導

- 課外クラブ指導者は、科学的な見地から、休養を適切に取りつつ短時間で効果が得られる指導を行うように努める。また、児童の体力や技能の向上や生涯を通じて文化的な生活を楽しむ基礎を培うことができるように、児童とのコミュニケーションを十分に図り、児童の活動意欲を持続させ高める指導の工夫に努める。

### (3) 猛暑や雷等への具体的な対応

#### ア 熱中症の予防

##### ◇活動（練習）実施の判断と時間・内容

〈熱中症対策の基準（船橋市）〉

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○船橋市の暑さ指数（予測値）が3.3℃以上<br/>⇒屋内外での活動を中止（※エアコンのない屋内での活動は中止）</li><li>○船橋市の暑さ指数（予測値）が3.1℃以上3.3℃未満<br/>⇒活動場所で測定した実測値が3.1℃以上3.3℃未満の場合、以下の5つの要件がすべてそろっているときのみ活動してもよい。<ul style="list-style-type: none"><li>①一時救命措置をできるものがあるまたは熱中症の対処に詳しい者がいる。</li><li>②救護所が設置されている。</li><li>③救急体制が確保できる。</li><li>④空調のきいた部屋が確保できる。</li><li>⑤管理職の許可を得ている。</li></ul></li></ul> |
|---|

〈本校の対応〉

暑さ指数 A 船橋市の予測値 B 活動場所の実測値	屋 外	屋 内
A, B どちらかが 33℃以上	全て中止 * 観察等も中止	運動を伴う活動は中止
A, B どちらかが 31℃以上 33℃未満	運動を伴う活動は中止 * 観察等は15分以内	エアコンのない部屋での運動 を伴う活動は中止

・活動場所の暑さ指数を測定し、予測値と併せて実施の判断をする。

※指導者の感覚による判断はしない。

・気温が高くなる午前10時から午後3時の時間帯をできるだけさけて活動を行う。

・気温の状況によっては健康観察カードを用いたより丁寧な健康管理を行う。

・休憩をこまめにとり、水分補給を十分に行う。活動途中の健康観察を適宜行う。

◇大会・コンクール等への参加

・実施についての判断は主催者が行うが、危険と判断される場合は校長と協議して出場を辞退する。

イ 雷への対応

◇雷注意報が出された場合は屋外での活動を中止する。（「船橋市のお天気情報」で確認）

◇雷鳴がきこえた場合はかすかな音であっても屋外での活動を中止する。

◇頭上に厚い黒雲が広がったときは屋外での活動を中止する。

◇竜巻注意情報が出された場合も屋外での活動を中止する。

※雷や竜巻を起こす積乱雲・・・発生から消滅まで約1時間

ウ 光化学スモッグへの対応

◇光化学スモッグ注意報が発令された場合は、屋外での活動を中止する。

（船橋市「光化学スモッグ情報」）

8 活動時間と最終下校時刻

（1）活動時間

＜平日＞

◇始業前の開始時刻は午前7時30分以降とする。

◇1日の活動時間は2時間程度とする。

＜学校の休業日＞

◇1日の活動時間は3時間程度とする。（大会やコンクール等を除く）

＜長期休業中＞

◇活動時間を原則として勤務時間内に設定する。

・午前8時10分～午後4時40分

(2) 最終下校時刻（児童が校門から出る時刻）

◇11月2週～1月2週・・・17:00

◇上記以外の期間・・・・・・・・17:15

※活動時間は各部で設定する。

※上記時刻よりも遅くまで活動する場合は、保護者の迎えが必要。

〈参考〉七林中学校の最終下校時刻

4月～	9月2週	18:00（1年生は配慮）
9月3週～	10月1週	17:45
10月2週～	10月3週	17:30
10月4週～	11月1週	17:15
11月2週～	1月2週	17:00
1月3週～	1月末	17:15
2月1週～	2月2週	17:30
2月3週～	2月末	17:45
3月～		18:00

## 9 休養日

＜学期中＞

◇週当たり2日以上休養日を設定する。

・平日・・・1日以上

・土曜日及び日曜日・・・1日以上

※大会等で土曜日及び日曜日に2日続けて活動した場合は、その前後の週において、平日の午後練習の回数を1回減らす。

＜長期休業中＞

◇取扱は学期中に準じる。

◇児童が課外クラブ活動以外にも多様な活動を行うことができるように、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設定する。

・夏季休業中・・・1週間以上（連続）

・冬季休業中・・・1週間程度

＜学校行事等で実施しない日＞

◇会議日、職員研修日

◇千教研船橋支会研修日

◇夏季休業中の学校閉庁日（「山の日」の翌日からの4日間 \*週休日、振替休日を除く）

◇就学時健康診断日

◇年末・年始の閉庁期間（12月29日～1月3日、12月29日の前日（\*週休日、振替休日を除く））

◇卒業式前日、卒業式

◇修了式

◇年度末・年度始め（3月31日・4月1日）

## 10 保護者との連携・協力

課外クラブは教育課程外の活動であることから、保護者の理解と協力を仰いで取組を充実させることが必要である。そのために、以下の事項について、保護者の協力を得られるように努める。

- 大会やコンクール等の会場への児童の引率
- 用具や楽器等の運搬
- 学校休業日の練習や大会等での救護
- 活動に必要な物品等の管理
- クラブ連絡網の管理（指導者からの連絡伝達）

### 【参考】

『運動部活動での指導のガイドライン』 平成25年5月 文部科学省

『運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン』 平成30年3月 スポーツ庁

『文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン』 平成30年12月 文化庁

『安全で充実した運動部活動のためのガイドライン』 平成30年6月 千葉県教育庁教育振興部体育課

『持続可能で充実した文化部活動のためのガイドライン』 平成31年3月 千葉県教育委員会

『船橋市運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン』 平成30年12月 船橋市教育委員会

『船橋市文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン』 令和2年4月 船橋市教育委員会